

以下の〔前提となる事実〕にもとづいて、XとYの間における共犯の成否を検討したうえで、(1)(2)(3)のそれぞれの場合について、XとYの刑責を検討しなさい。それぞれ、結論だけでなく、理由づけを明確にすること。また、故意や責任能力については特に疑問がないものとし、Xの中止犯の可能性についても検討しなくてよい。

〔前提となる事実〕

Xは、かねてから敵対関係にあった甲を殺害してやろうと機会をうかがっていたところ、某日の深夜、居酒屋帰りの甲が公園のベンチで「うたた寝」をしているところに出くわした。周囲に人影のないことを確認したXは、絶好のチャンスだと思い、殺意を持って、甲の身体に殴る蹴るの暴行を加えた。甲が頭から大量の血を流してグッタリとしたのを見たXは、急に恐ろしくなり、これ以上やって甲が死んでしまったら困ると思い直し、甲をそのまま放置して現場から立ち去ろうとした。そこに、居酒屋で甲と一緒に飲んでいて口論となり、喧嘩別れした後に一人で飲み直して帰宅途中であったYが通りかかり、Xの暴行現場を目撃していた。グッタリとしている甲を見たYは、居酒屋での口論を思い出して、甲を痛めつけてやろうと考えた。Yは、現場から立ち去ろうとしていたXを呼び止めて、「お前がこのまま帰るなら、後のことは俺に任せておけ」と申し向けた。Yの呼びかけにXが何も答えなかったことから、Yは、グッタリしていた甲に暴行を加え続けた後、現場から立ち去った。翌朝、早朝ジョギングをしていた人に甲は発見され、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

- (1) Xの暴行は甲の死をもたらす程度のものでなく、甲の死はYの暴行から生じたことが判明した場合。
  - (2) Xの暴行は甲にとってすでに致命的なものであり、Yの暴行は、Xの致命的暴行から想定される甲の死亡時点を30分程度早めたにすぎなかったことが判明した場合。
  - (3) 甲の死がXおよびYのいずれの暴行から生じたかを特定できない場合。
-

## 2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

### <専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2020年7月11日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

---

以下の文章(一部、フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

現在の民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する。1898(明治31)年施行の明治民法では「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」(788条1項)ことが原則とされ、その「家」を単位とする戸籍制度に基づき、「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」(746条)ことが定められていた。日本国憲法制定後、これらの規定はなくなったが、現行民法では、法律婚の夫婦は「同氏(姓)」にする必要がある。

1996年に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、「夫婦別氏(姓)」も選べるようにする「選択的夫婦別氏(姓)」を盛り込んだ民法の改正案を答申した。しかし、国会議員の中には「家族の一体感が失われる」などの異論があり、政府は法案を国会に提出せず、20年以上が経過した。

内閣府が2017年に実施した「家族の法制に関する世論調査」によれば、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」と答えた者の割合が29.3%、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者の割合が42.5%、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきだが、婚姻によって名字(姓)を改めた人が婚姻前の名字(姓)を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」と答えた者の割合が24.4%、「わからない」と答えた者の割合が3.8%となっている。

こうした状況の中で、20年間事実婚状態にあるAとBは、民法750条を改正して、「夫婦別氏(姓)」という選択肢を新設することが必要不可欠であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っていることは、憲法に違反すると主張して、裁判所に国家賠償請求を提訴した。

【設問】現行民法750条の規定の合憲性について、あなたの見解を論じなさい。(なお、立法不作為の問題を論じる必要はない)。

2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2020年7月11日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

---

Xは株式会社であり、洋菓子の製造販売業を中部地方で営んでいる。Xの取締役であるYは、個人としても中部地方で洋菓子の製造販売を営んでいる。この場合のXY間の法律問題について論じなさい。

---

2021年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

<専門職学位課程> 入学試験 A日程

(2020年7月11日実施)

試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。

Ⅰ. 以下の文章を読んで、設問(1)および(2)に答えなさい。

Aは、アパートを複数棟所有する資産家であるが、不動産の管理に負担を感じていた。この事情を知ったBは、知り合いのCと結託して、Aから不動産を安く譲り受ける計画を立てた。

Cは、不動産コンサルタントを装ってAに近づき、「コロナウイルス感染拡大の影響で、深刻な不況が予想されます。賃貸アパート経営も、かつてないほど困難になるでしょう。ご存知の通り、老朽化した建物に関しては固定資産税も増額になりますから、リノベーションをするなど、新たな投資も必要です。今後もアパート経営を継続していくためには、所有する建物を絞り込んではいかがでしょうか。特に甲建物は危険です。私が点検させていただいた限りですが、アスベストが使用されています。また、防火壁の施工不備があり、消防法上問題です」と繰り返し説明した。

Aは、「解体には特別な技術がいりますし、違法建築物なので役所への届け出も手間がかかります」というCの説明を鵜呑みにして、Cから紹介されるまま、Bに甲建物(時価500万円)とその敷地である乙土地(底地としての時価7000万円)を合わせて4000万円で売却してしまった。甲建物は程なくして取り壊され(解体費用500万円はCが負担した)、更地になった乙土地は、BからDに1億円で売却された(登記移転済み)。

Aは、2ヶ月後、実際には甲建物にはアスベストの使用や消防法上の問題がなかったことに気づき、せめて乙土地だけでも取り戻したいと考えている。

設問(1) Aは、Dに対して、乙土地の返還および登記をA名義に回復するよう請求することができるか、2つの根拠条文を提示し、それぞれに即して説明しなさい。

設問(2) 上記(1)の請求が認められたにも関わらず、Aが1年以上にわたって登記を回復する手続きを怠っていたために、乙土地をめぐるトラブルを一切知らないEがDから乙土地を買い受けたとする(登記未了)。

この場合のAとEとの法律関係について、論じなさい。

Ⅱ. 以下の文章を読んで、設問(1)および(2)に答えなさい。

Xは、20XX年4月20日、Aら所有の土地上に建物を有するYから建物の所有権および敷地の賃借権を買い受けて、その代金として1650万円を支払った。同年10月22日、大風に伴う大雨によって土地を囲う擁壁に傾斜、亀裂が生じ、敷地の一部が沈下し、建物が倒壊する危険が生じた。市長やXは同年11月4日、Aらに安全上必要な処置を採るように勧告や申し入れをしたが、Aらが何らの処置も採らなかったことから、Xは、倒壊の危険を避けるために本件建物を取り壊した。こうした危険な状態が発生したのは、擁壁に通常設けられるべき水抜き穴がなく、土中の雨水の圧力に大谷石の擁壁が耐えきれなかったことにあった。Xは、建物を買い受けた際、擁壁の構造的欠陥についてYから何の説明も受けていなかった。

設問(1) このとき、XはYにどのような請求ができると考えられるか、答えなさい。

設問(2) その請求は認められるべきか、論じなさい。